



国の保険だから安心【建設業】

中小事業主 労災保険加入！！

厚生労働大臣認可労働保険事務組合 企業発展支援協会

保険料及び会費

加入できる方：
主たる事務所が大阪・京都・兵庫・
奈良・和歌山にあること

社長さんが加入した場合
の毎月の保険料です

①特別加入保険料

基礎日額、業種により変わります。

例) 既設建築物設備工事業の場合 (単位：円)

給付基礎日額	月保険料
25,000	9,125
24,000	8,760
22,000	8,030
20,000	7,300
18,000	6,570
16,000	5,840
14,000	5,110
12,000	4,380
10,000	3,650
9,000	3,285
8,000	2,920
7,000	2,555
6,000	2,190
5,000	1,825
4,000	1,460
3,500	1,277

中小事業主の労災特別加入は政府から認可された労働保険事務組合（企業発展支援協会）に入らなければ加入できません。

給付基礎日額とはケガをして働けない時に支給計算される基礎となる日額で、実際には1日あたりこの日額の8割程度が支給されます。

事務委託費とは、事業主・従業員がケガをした時の病院への手続き、働けない間の所得補償をする請求手続料、労働保険確定申告料など事務を委託する費用です。

②月会費： 2,100円が必要です。（協会費として）

③事務委託費：従業員数により下記の通りです。（月額 単位：円 税抜）

1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	以後10人増すごと
3,000	5,000	7,500	10,000	13,000	+3,000

① + ② + ③が毎月必ずかかる費用です。

他に次の費用がかかります。

④労働者にかかる労働保険料(業種、賃金、請負額により異なります)

⑤入会金：10,000円(初回のみ)

⑥労働保険成立がまだの事業所は新規適用手続費用 (初回のみ)

労災保険：15,000円(税抜)

雇用保険：15,000円(税抜)

納入方法

4月から翌3月までを1年度とし、途中加入の場合は3月までの月割り計算になります。保険料の支払は6月、9月、12月の年3回に分割できます。

ただし、年度途中加入の場合は加入時期により初年度は分割できない場合があります。初回は指定した期日までにお振込ください。

紹介制度

加入者の方が新規加入者をご紹介いただいた場合、下記の特典があります。

- ・ 新規ご加入者は入会金半額

どうしたらええねん。加入手続き

お電話、インターネット、またはFAXでご連絡下さい。
当協会より折り返しご連絡させていただきます。

ホームページからのお申込方法

アドレス <http://www.jikumi.jp/>

または

「企業発展支援協会」と検索下さい。

- ① 当協会ホームページより[中小事業主様はこちら](#)または[■簡単お申し込み](#)をクリックして所定事項を記入の上お申し込み下さい。

厚生労働大臣認可 労働保険事務組合

企業発展支援協会

〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町11番1号 FKビル3階+4階

TEL：0120-816-631 FAX：0120-816-604

<http://www.jikumi.jp/>

E-mail：info@jikumi.jp